

変更後	変更前
<p><b>2. サービスの提供および本人確認</b></p> <p>本サービスは、当行所定の本人確認後に利用できるものとし、その際の本人確認手続きは次による方法の他、当行の定める方法により行うものとします。</p> <p>(1) 「ご契約者カード」の貸与  当行は、契約者に対し、サービスの利用時に本人確認手段として使用する「契約者番号」「確認番号」を記載した「ご契約者カード」を貸与します。</p> <p>(2) 「仮ログオンパスワード」「仮取引パスワード」の通知  当行は、本サービスの申込受付後、次号に定める「初回利用登録」に使用する「仮ログオンパスワード」「仮取引パスワード」を記載した書面を契約者が当行に届け出た住所に宛てて当行所定の方法にて郵送します。</p> <p>(3) 「初回利用登録」の実施  契約者は、「仮ログオンパスワード」「仮取引パスワード」を受領した場合、「仮ログオンパスワード」「仮取引パスワード」を入力して本サービスにログオンしたうえ、本サービスにて使用する「ログオンパスワード」「取引パスワード」および「Eメールアドレス」の登録を行うものとします。</p> <p>(4) パスワード等の入力  初回利用登録以降、契約者が本サービスを利用する場合は、「契約者番号」「ログオンパスワード」「取引パスワード」および「確認番号」を端末により送信するものとします。なお、「確認番号」は、「インターネットバンキングサービス」の利用の都度、「確認番号表」の中から任意の2桁を当行より指定します。（「モバイルバンキングサービス」の場合は、「確認番号」は使用しません。）</p> <p>(5) 本人確認の方法  当行は、送信された「契約者番号」、「ログオンパスワード」、「取引パスワード」および「確認番号」と当行に登録された情報との一致を確認した場合は、次の事項を確認できたものとして取扱います。</p> <p>①契約者の有効な意思による申込であること。  ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること。</p> <p>(6) 「ご契約者カード」、「ログオンパスワード」、「取引パスワード」および「確認番号」は</p>	<p><b>2. サービスの提供および本人確認</b></p> <p>本サービスは、当行所定の本人確認後に利用できるものとし、その際の本人確認手続きは次による方法の他、当行の定める方法により行うものとします。</p> <p>(1) 「ご契約者カード」の貸与  当行は、契約者に対し、サービスの利用時に本人確認手段として使用する「契約者番号」「確認番号」を記載した「ご契約者カード」を貸与します。</p> <p>(2) 「仮暗証番号」「仮確認暗証番号」の通知  当行は、本サービスの申込受付後、次号に定める「初回利用登録」に使用する「仮暗証番号」「仮確認暗証番号」を記載した書面を契約者が当行に届け出た住所に宛てて当行所定の方法にて郵送します。</p> <p>(3) 「初回利用登録」の実施  契約者は、「仮暗証番号」「仮確認暗証番号」を受領した場合、「仮暗証番号」「仮確認暗証番号」を入力して本サービスにログオンしたうえ、本サービスにて使用する「暗証番号」「確認暗証番号」および「Eメールアドレス」の登録を行うものとします。</p> <p>(4) 「確認番号」の入力  初回利用登録以降、契約者が本サービスを利用する場合は、「契約者番号」「暗証番号」「確認暗証番号」および「確認番号」を端末により送信するものとします。なお、「確認番号」は、「インターネットバンキングサービス」の利用の都度、「確認番号表」の中から任意の2桁を当行より指定します。（「モバイルバンキングサービス」の場合は、「確認番号」は使用しません。）</p> <p>(5) 本人確認の方法  当行は、送信された「契約者番号」、「暗証番号」、「確認暗証番号」および「確認番号」と当行に登録された情報との一致を確認した場合は、次の事項を確認できたものとして取扱います。</p> <p>①契約者の有効な意思による申込であること。  ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること。</p> <p>(6) 「ご契約者カード」、「暗証番号」、「確認暗証番号」および「確認番号」は他人に</p>

他人に知られないよう厳正管理してください。なお、当行は「ログオンパスワード」、「取引パスワード」および「確認番号」の照会に対して回答はいたしません。

- (7) 本サービスの利用に際し、契約者が「ログオンパスワード」、「取引パスワード」および「確認番号」を当行所定の回数以上連続して入力されたときは、本サービスを停止します。本サービスの利用を再開する場合には、当行に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。

### 13. お客さま情報変更サービス

本サービスに関する以下の事項については、契約者の端末操作によって変更できます。

- (1) Eメールアドレス
- (2) 振替・振込限度額の引下げ
- (3) ログオンパスワード
- (4) 取引パスワード
- (5) サービス指定口座の登録・削除
- (6) 振込先口座の登録・削除

### 14. Eメール通知サービス

- (1) Eメール通知サービスとは、以下の取引結果等をEメールで通知するサービスを行います。

- ①振替・振込サービス、定期預金取引サービス、投資信託取引サービス等の受付・処理状況
- ②ログオンパスワード、取引パスワードの連続誤入力によりサービスの利用ができなくなった場合

### 19. 免責事項等

- (3) 端末の不正使用等

本サービスの提供にあたり、当行が当行所定の確認手続きを行ったうえで送信者を契約者とみなし取扱いを行った場合は、当行はパーソナルコンピュータ、ソフトウェア、携帯電話、ご契約者カード、パスワード等につき、偽造、変造、または不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については責任を負いません。

なお、預金者は、パスワード等の盗用により行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

知られないよう厳正管理してください。なお、当行は「暗証番号」、「確認暗証番号」および「確認番号」の照会に対して回答はいたしません。

- (7) 本サービスの利用に際し、契約者が「暗証番号」、「確認暗証番号」および「確認番号」を当行所定の回数以上連続して入力されたときは、本サービスを停止します。本サービスの利用を再開する場合には、当行に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。

### 13. お客さま情報変更サービス

本サービスに関する以下の事項については、契約者の端末操作によって変更できます。

- (1) Eメールアドレス
- (2) 振替・振込限度額の引下げ
- (3) 暗証番号
- (4) 確認暗証番号
- (5) サービス指定口座の登録・削除
- (6) 振込先口座の登録・削除

### 14. Eメール通知サービス

- (1) Eメール通知サービスとは、以下の取引結果等をEメールで通知するサービスを行います。

- ①振替・振込サービス、定期預金取引サービス、投資信託取引サービス等の受付・処理状況
- ②暗証番号、確認暗証番号の連続誤入力によりサービスの利用ができなくなった場合

### 19. 免責事項等

- (3) 端末の不正使用等

本サービスの提供にあたり、当行が当行所定の確認手続きを行ったうえで送信者を契約者とみなし取扱いを行った場合は、当行はパーソナルコンピュータ、ソフトウェア、携帯電話、ご契約者カード、暗証番号等につき、偽造、変造、または不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については責任を負いません。

なお、預金者は、暗証番号等の盗用により行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

## 20. パスワード等の盗用による払戻し等

(1) パスワード等の盗用により行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①パスワード等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③警察署に被害事実等の事情説明を行っていること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失または重過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の一部または全部を補てんしない場合があります。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、パスワード等が盗取された日（パスワード等が盗取された日が明らかでないときは、パスワード等の盗用により行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
  - A. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
  - B. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

## 20. 暗証番号等の盗用による払戻し等

(1) 暗証番号等の盗用により行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①暗証番号等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③警察署に被害事実等の事情説明を行っていること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失または重過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の一部または全部を補てんしない場合があります。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、暗証番号等が盗取された日（暗証番号等が盗取された日が明らかでないときは、暗証番号等の盗用により行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
  - A. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
  - B. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②パスワード等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、パスワード等の盗用により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

## 29. 電子決済等代行業者のサービスの利用について

- (1) お客さまは、当行が契約を締結している先として公表する電子決済等代行業者（以下「利用可能サービス業者」といいます。）のサービスを自己の判断により利用する場合に限り、「契約者番号」及び「ログオンパスワード」を利用可能サービス業者に提供することができるものとします。但し、「契約者番号」及び「ログオンパスワード」以外の本人認証の情報については、利用可能サービス業者に対しても提供しないものとします。
- (2) 利用可能サービス業者のサービスの利用はお客さまの判断により行うものとし、その信頼性や正確性等について当行は責任を負いません。
- (3) お客さまの「契約者番号」及び「ログオンパスワード」によるログインがあった場合、当行は、お客さま自身が利用可能サービス業者に「契約者番号」及び「ログオンパスワード」を提供したものであるか、利用可能サービス業者がお客さまに代わって操作を行う正当な権限を有するか等を確認することなく、お客さまご本人からの操作とみなします。
- (4) 当行は、当行の判断により、随時利用可能サービス業者から特定の電子決済等代行業者を除外することができるものとし、当行ホームページ等で公表します。その場合、当該電子決済等代行業者に「契約者番号」及び「ログオンパスワード」を提供していたお客さまは速やかに「ログオンパスワード」を変更するものとします。

②暗証番号等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、暗証番号等の盗用により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

## 29. 電子決済等代行業者のサービスの利用について

- (1) お客さまは、当行が契約を締結している先として公表する電子決済等代行業者（以下「利用可能サービス業者」といいます。）のサービスを自己の判断により利用する場合に限り、「契約者番号」及び「暗証番号」を利用可能サービス業者に提供することができるものとします。但し、「契約者番号」及び「暗証番号」以外の本人認証の情報については、利用可能サービス業者に対しても提供しないものとします。
- (2) 利用可能サービス業者のサービスの利用はお客さまの判断により行うものとし、その信頼性や正確性等について当行は責任を負いません。
- (3) お客さまの「契約者番号」及び「暗証番号」によるログインがあった場合、当行は、お客さま自身が利用可能サービス業者に「契約者番号」及び「暗証番号」を提供したものであるか、利用可能サービス業者がお客さまに代わって操作を行う正当な権限を有するか等を確認することなく、お客さまご本人からの操作とみなします。
- (4) 当行は、当行の判断により、随時利用可能サービス業者から特定の電子決済等代行業者を除外することができるものとし、当行ホームページ等で公表します。その場合、当該電子決済等代行業者に「契約者番号」及び「暗証番号」を提供していたお客さまは速やかに「暗証番号」を変更するものとします。
- (5) お客さまが「契約者番号」及び「暗証番号」を提供していた電子決済等代行業者のサービスの利用を取りやめる場合は、お客さまの責任において、当該サービスの解

- (5) お客さまが「契約者番号」及び「ログオンパスワード」を提供していた電子決済等代行業者のサービスの利用を取りやめる場合は、お客さまの責任において、当該サービスの解約及び「ログオンパスワード」の変更を行うものとします。
- (6) 第20条にかかわらず、お客さまが利用可能サービス業者に提供した「契約者番号」及び「ログオンパスワード」を用いた不正送金による被害については当行による補償の対象にはならないものとし、お客さまは利用可能サービス業者から補償を受けるものとします。

- 約及び「暗証番号」の変更を行うものとします。
- (6) 第20条にかかわらず、お客さまが利用可能サービス業者に提供した「契約者番号」及び「暗証番号」を用いた不正送金による被害については当行による補償の対象にはならないものとし、お客さまは利用可能サービス業者から補償を受けるものとします。

以上